

令和 8 年

大和市議会第 3 回定例会議案書

目 次

ページ

報告第 6 号	専決処分の承認について（損害賠償）	5
報告第 7 号	令和 7 年度大和市継続費精算報告について	7
報告第 8 号	令和 7 年度大和市健全化判断比率について	11
報告第 9 号	令和 7 年度大和市資金不足比率について	13
認定第 1 号	令和 7 年度大和市一般会計歳入歳出決算について	15
認定第 2 号	令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につ いて	16
認定第 3 号	令和 7 年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について	17
認定第 4 号	令和 7 年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に ついて	18
認定第 5 号	令和 7 年度大和市病院事業会計決算について	19
認定第 6 号 及び 議案第 3 1 号	令和 7 年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について	20
議案第 3 2 号	大和市景観条例の一部を改正する条例について	21
議案第 3 3 号	令和 8 年度大和市一般会計補正予算（第 2 号） （以下、議案第 3 4 号まで別冊のとおり。）	
議案第 3 4 号	令和 8 年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	

報告第 6 号

専決処分の承認について（損害賠償）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別記のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

大和市長 古谷田 力



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

本市は、横浜地方裁判所令和8年（労）第■号損害賠償等請求労働審判事件について、令和8年7月16日に調停を成立させ、次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 賠償金額 1,506,124円
- 2 賠償の相手方 市外在住者
- 3 事案の概要

元市立病院職員である相手方に対し、職場における配慮等が不十分であったことにより、退職の一因となる損害を与えた。

理 由

当該事件について速やかな解決を図るため、労働審判委員会による調停条項案を受諾することに伴い、損害賠償の額を定める必要による。

令和8年7月16日

大和市長 古谷田 力

報告第 7 号

令和 7 年度大和市継続費精算報告について

令和 7 年度大和市継続費精算報告について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、別記のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

大和市長 古谷田 力

令和 7 年度大和市継続費精算報告書

(単位：円)

会 計	款	項	事 業 名	年度	全 体 計 画				
					年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンタ ー下鶴間会館移転整 備事業	6	171,200,000	16,080,000	145,400,000	0	9,720,000
				7	270,264,000	71,346,000	186,300,000	0	12,618,000
				計	441,464,000	87,426,000	331,700,000	0	22,338,000
			コミュニティセンタ ー下福田会館施設整 備事業	6	65,384,000	15,900,000	46,300,000	0	3,184,000
				7	101,174,000	73,555,000	25,700,000	0	1,919,000
				計	166,558,000	89,455,000	72,000,000	0	5,103,000
	10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育センタ ー改修事業	6	38,289,000	0	35,800,000	0	2,489,000
				7	57,434,000	0	54,500,000	0	2,934,000
				計	95,723,000	0	90,300,000	0	5,423,000
		5 保健体育費	北部学校給食共同調 理場改修事業	6	39,442,000	0	36,900,000	0	2,542,000
				7	59,163,000	0	55,400,000	0	3,763,000
				計	98,605,000	0	92,300,000	0	6,305,000

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額との差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
168,524,400	15,854,000	143,100,000	0	9,570,400	2,675,600	226,000	2,300,000	0	149,600
270,707,129	71,346,000	182,500,000	0	16,861,129	△443,129	0	3,800,000	0	△4,243,129
439,231,529	87,200,000	325,600,000	0	26,431,529	2,232,471	226,000	6,100,000	0	△4,093,529
52,514,000	16,345,000	33,800,000	0	2,369,000	12,870,000	△445,000	12,500,000	0	815,000
86,444,050	73,555,000	7,900,000	0	4,989,050	14,729,950	0	17,800,000	0	△3,070,050
138,958,050	89,900,000	41,700,000	0	7,358,050	27,599,950	△445,000	30,300,000	0	△2,255,050
17,567,000	0	16,100,000	0	1,467,000	20,722,000	0	19,700,000	0	1,022,000
68,217,600	0	60,500,000	0	7,717,600	△10,783,600	0	△6,000,000	0	△4,783,600
85,784,600	0	76,600,000	0	9,184,600	9,938,400	0	13,700,000	0	△3,761,600
34,658,800	7,435,000	20,900,000	0	6,323,800	4,783,200	△7,435,000	16,000,000	0	△3,781,800
52,870,400	2,835,000	37,500,000	0	12,535,400	6,292,600	△2,835,000	17,900,000	0	△8,772,400
87,529,200	10,270,000	58,400,000	0	18,859,200	11,075,800	△10,270,000	33,900,000	0	△12,554,200

報告第 8 号

令和 7 年度大和市健全化判断比率について

令和 7 年度大和市健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

大和市長 古谷田 力

令和 7 年度大和市健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 2 7)	— (1 6 . 2 7)	4 . 9 (2 5 . 0)	3 9 . 9 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の早期健全化基準である。

報告第9号

令和7年度大和市資金不足比率について

令和7年度大和市資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて別記のとおり報告する（審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和8年8月27日提出

大和市長 古谷田 力

令和 7 年度大和市資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	— (2 0)
下水道事業会計	— (2 0)

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」と記載している。
- 2 括弧内の数値は、大和市の経営健全化基準である。

認定第1号

令和7年度大和市一般会計歳入歳出決算について

令和7年度大和市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和8年8月27日提出

大和市長 古谷田 力

認定第 2 号

令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和 8 年 8 月 27 日提出

大和市長 古谷田 力

認定第 3 号

令和 7 年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

令和 7 年度大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和 8 年 8 月 27 日提出

大和市長 古谷田 力

認定第4号

令和7年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

令和7年度大和市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和8年8月27日提出

大和市長 古谷田 力

認定第 5 号

令和 7 年度大和市病院事業会計決算について

令和 7 年度大和市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求める（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

大和市長 古谷田 力

認定第 6 号及び議案第 3 1 号

令和 7 年度大和市下水道事業会計決算及び利益の処分について

令和 7 年度大和市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて認定を求め（決算書及び審査意見書は、別冊のとおり。）、及び利益の処分について、同法第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める（剰余金処分計算書は、別冊のとおり。）。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

大和市長 古谷田 力

議案第 32 号

大和市景観条例の一部を改正する条例について

大和市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市景観条例の一部を改正する条例

大和市景観条例（平成２０年大和市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「法」の次に「において使用する用語」を加える。

第４条第１項中「法第８条第１項に規定する」を削る。

第１１条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改め、同条第２号中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。ただし、第２条、第４条第１項及び第１１条第２号の改正規定は、公布の日から施行する。